

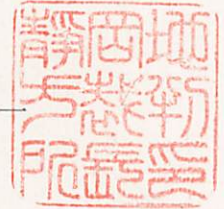


静岡地裁総第1380号

令和5年7月11日

山中理司様

静岡地方裁判所長 永 渕 健



司法行政文書不開示通知書

3月14日付け（同月17日受付）で申出があった司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

袴田事件に関する静岡地裁平成6年8月9日決定の担当裁判官が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話054（251）6242（直通）